



幼児教育・保育無償化ガイドブック

令和元年 11 月

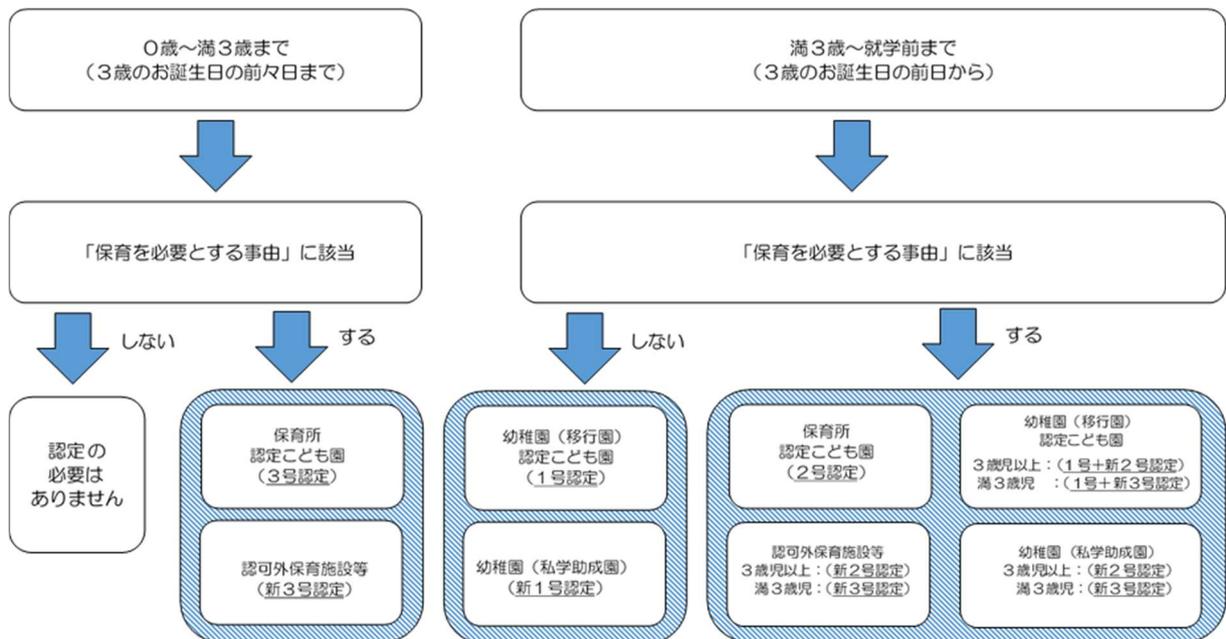
上牧町 こども支援課
TEL: 0745-43-5034

令和元年10月より、3歳～5歳児クラスのお子さまと、0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さまの、幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料に対する無償化制度が始まりました。

無償化の対象となるには「認定」が必要です

認定には、お子さまの年齢や保育の必要性に応じて、1号・2号・3号・新1号・新2号・新3号認定の6つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

お子さまの年齢が・・・



※新3号認定は、住民税非課税世帯に限ります。

【保育を必要とする事由(令和元年度)】

保育を受ける場合、保護者**全員**が【保育を必要とする事由】に該当することが必要です。また、保育を必要とする事由によって保育の実施期間が異なります。

保育を必要とする事由の例

- ・就労(外勤・自営業等、月に64時間以上の就労を常態とされているかた)
- ・妊娠・出産(産前8週、産後10週以内)
- ・保護者の疾病・障害
- ・親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動(3ヶ月)
- ・就学 など

※ 育児休業中は保育を必要とする事由にはあてはまりません。育児休業から復帰する時(復帰月の前月20日まで)に申請をしてください。

表. 上牧町のお子さまが多く利用されている園の利用区分認定・利用年齢や無償化の対象範囲

	お子さまの利用される施設	上牧町のお子さまが利用されている園(例)	年齢区分	認定区分	無償化の対象範囲		保育の必要性	無償化手続き
					保育料	預かり保育利用料		
幼稚園	公立幼稚園	上牧幼稚園	4～5歳児	1号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。	不要	不要
			3～5歳児	新2号認定	預かり保育利用料	「200円×利用日数」が無償化されます。	必要	必要
	私立幼稚園(移行園)	高田カトリック幼稚園(大和高田市) ほか	満3歳児	1号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。	不要	不要
				新3号認定	預かり保育利用料	保護者のかたが実際に負担した金額と「450円×利用日数(16,300円/月)」とを比較して、低い方が無償化されます。 【非課税世帯に限る】	必要	必要
			3～5歳児	1号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。	不要	不要
				新2号認定	預かり保育利用料	保護者のかたが実際に負担した金額と「450円×利用日数(11,300円/月)」とを比較して、低い方が無償化されます。	必要	必要
	私立幼稚園(私学助成園)	片岡台幼稚園 ハルナ幼稚園(香芝市) 愛の園幼稚園(三郷町) 信貴幼稚園(三郷町) ほか	満3歳児	新1号認定	保育料	保育料(入園料を月割した額を含む)について、上限25,700円/月まで無償化されます。	不要	必要
				又は	保育料		不要	
				新3号認定	預かり保育利用料		保護者のかたが実際に負担した金額と「450円×利用日数(16,300円/月)」とを比較して、低い方が無償化されます。	
			3～5歳児	新1号認定	保育料	保育料(入園料を月割した額を含む)について、上限25,700円/月まで無償化されます。	不要	
又は				保育料	不要			
新2号認定				預かり保育利用料	保護者のかたが実際に負担した金額と「450円×利用日数(11,300円/月)」とを比較して、低い方が無償化されます。		必要	
保育所等	公立保育所	第1保育所	3～5歳児	2号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。	必要	不要
			0～2歳児	2号認定 3号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。 【非課税世帯に限る】		
	私立保育園	西大和黎明保育園 やまびこ保育園 慈光保育園 ほか	3～5歳児	2号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。	必要	不要
			0～2歳児	2号認定 3号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。 【非課税世帯に限る】		
	小規模保育園	志都美せいかナーサリー(香芝市) ほか	0～2歳児	2号認定 3号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。 【非課税世帯に限る】	必要	不要
			3～5歳児	新2号認定	保育料	保護者のかたが実際に負担した金額と37,000円/月とを比較して、低い方が無償化されます。		
	認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポート センター事業	たんぼぼ園 白鳩保育園 ほか	3～5歳児	新2号認定	保育料	保護者のかたが実際に負担した金額と42,000円/月とを比較して、低い方が無償化されます。 【非課税世帯に限る】	必要	必要
			0～2歳児	新3号認定	保育料	保護者のかたが実際に負担した金額と42,000円/月とを比較して、低い方が無償化されます。 【非課税世帯に限る】		
認定こども園	私立認定こども園	せいか幼稚園(香芝市) せいか保育園(香芝市) 旭ヶ丘せいか保育園(香芝市) ほか	3～5歳児	1号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。	不要	不要
				新2号認定	預かり保育利用料	保護者のかたが実際に負担した金額と「450円×利用日数(11,300円/月)」とを比較して、低い方が無償化されます。	必要	必要
			又は	2号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。	必要	不要
				満3歳児	1号認定	保育料	保護者のかたが実際に負担した金額と「450円×利用日数(16,300円/月)」とを比較して、低い方が無償化されます。 【非課税世帯に限る】	不要
			新3号認定		預かり保育利用料	必要		必要
			又は	2号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。 【非課税世帯に限る】	必要	不要
				0～2歳児	3号認定	保育料	保育料が無償化され、徴収がありません。 【非課税世帯に限る】	必要

幼稚園を利用されるかた

- 公立幼稚園・私立幼稚園（移行園）・私立幼稚園（私学助成園）などがあります。
- すべての世帯が利用できます。標準的な利用時間は4時間です。
- 3～5歳児が対象の園が多く、一部満3歳の誕生日から入園（満3歳児）することができる園があります。

保育料の無償化

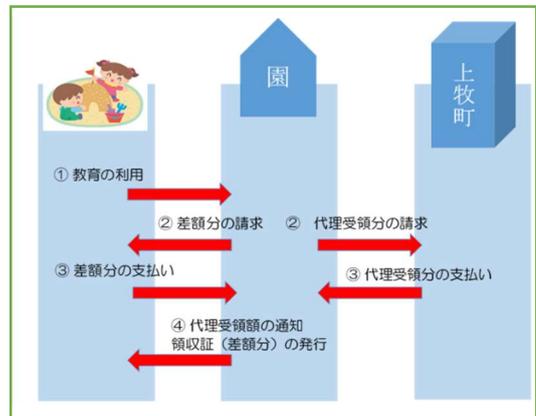
• 公立幼稚園・私立幼稚園（移行園）は保育料の徴収がなくなります。無償化に対する特別な手続きは必要ありません。

• 私立幼稚園（私学助成園）に通うかたは、保育料（入園料を月割した額を含む）について上限 25,700 円/月まで無償化されます。無償化に対する手続きは、入園が決まってから園を通じてご案内いたします。

無償化の方法として、上牧町が園に無償化分を給付し、保護者のかたは差額分（保育料 - 無償化分）を園に支払う方法（法定代理受領）が原則となります。

• 任意の教材購入費・日用品費（文房具・制服代）、行事への参加費用、給食費、通園送迎にかかる費用、入園児の出願料や検定料などの費用については、これまでどおり実費がかかります。

• 2歳児などを対象としているプレ幼稚園の利用は、無償化の対象外です。

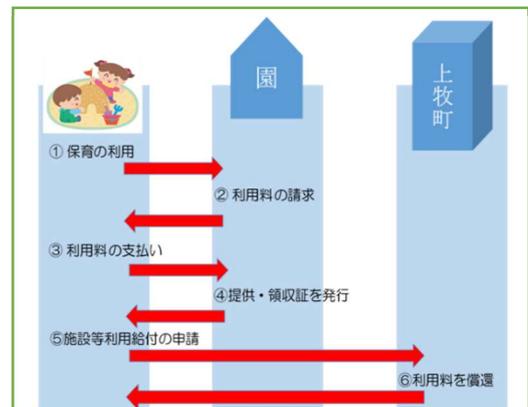


預かり保育の利用料の無償化

園により、午後や土曜日、夏休みなどに預かり保育を実施しています。預かり保育はすべての在園児が利用することができますが、保育が必要であると認定を受けた場合（新2号認定・新3号認定）に限り、預かり保育料が無償化されます。無償化の対象額は、保護者負担額と450円×利用日数（3-5歳児は11,300円/月、満3歳児は16,300円/月が上限額）を比較して少ないほうの額となります。

無償化の方法として、利用料を全額園に支払った上で無償化分が後日上牧町から返金されます（償還払い）。返金の頻度は年4回の予定です。無償化に対する手続きは、入園が決まってから園を通じてご案内いたします。既に在園していて新しく認定を受けたい場合は、こども支援課までご相談いただくか、町ホームページをご覧ください。

• 上牧幼稚園で実施している預かり保育は年間実施日数が200日未満であるため、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業などを併せて利用された場合、その利用料も上限額の範囲内で無償化の対象になります。



保育所（園）、小規模保育園を利用されるかた

- ・保育が必要な世帯のみ利用できます。標準的な利用時間は、保育必要量に応じて8時間（短時間認定）または11時間（標準時間認定）です。
- ・園により受け入れ可能年齢が異なりますが、0～5歳児が対象です。

保育料の無償化

- ・すべての3～5歳児と、住民税非課税世帯の0～2歳児は、保育料の徴収がなくなります。無償化に対する特別な手続きは必要ありません。
- ・任意の教材購入費・日用品費（文房具・制服代）、行事への参加費用、給食費、通園送迎にかかる費用については、これまでどおり実費がかかります。
- ・延長保育料は、無償化の対象にはなりません。

- ★ 教育認定（1号認定）→ 幼稚園と同じ
- ★ 保育認定（2・3号認定）→ 保育所と同じ

認定こども園を利用されるかた

- ・幼稚園と保育所（園）の機能や特徴をあわせもつ施設です。0～2歳児は保育が必要な世帯のみ、3～5歳児はすべての世帯が利用できますが、保育が必要であるかどうかで利用時間が異なります。教育認定（1号認定）のかたは、一部満3歳の誕生日から入園（満3歳児）することができる園があります。
- ・教育認定（1号認定）で通うかたの無償化については、前ページ「幼稚園を利用されるかた」をご覧ください。
- ・保育認定（2・3号認定）で通うかたの無償化については、上記「保育所（園）、小規模保育園を利用されるかた」をご覧ください。

認可外保育施設などを利用されるかた

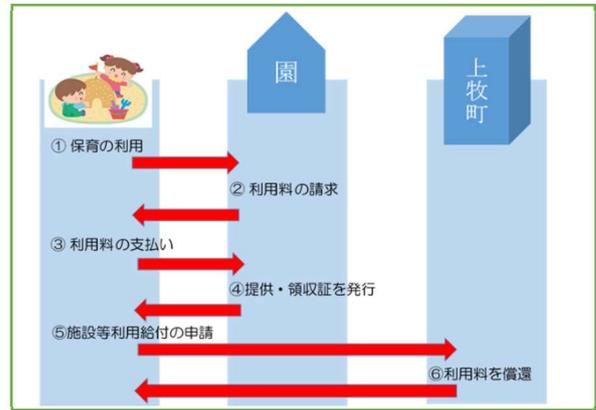
認可外保育施設	・法律上は保育所に該当するが、認可を受けていない保育施設です。 ・都道府県等に届出を行い国が定める基準を満たしている施設の場合、無償化の対象となります。
一時預かり事業（一般型）	一時預かり（一般型）とは、急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育施設でお子さまをお預かりする事業です。
病児保育事業	病気や病後のお子さまを保護者が家庭で保育できない場合に、病児保育施設でお子さまをお預かりする事業です。
ファミリー・サポート・センター事業	お子さまの預かりなどの援助を受けることを希望するかたと、援助を行うことを希望するかたとの相互に助け合う活動に関する調整を行う事業です。

利用料の無償化

- ・保育が必要であると認定を受けた場合（新2号認定・新3号認定）に限り、3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の利用料が、利用実績に応じて無償化されます（3～5歳児は37,000円/月、満3歳児は42,000円/月が上限額）。複数の事業を利用する場合は、合計して請求することができます。
- ・任意の教材購入費・日用品費（文房具・制服代）、行事への参加費用、給食費、通園送迎にかかる費用については、これまでどおり実費がかかります。

無償化の方法として、利用料を全額園に支払った上で無償化分が後日上牧町から返金されます（償還払い）。返金の頻度は年4回の予定です。

利用する前に、無償化に対する手続きが必要です。手続きについては、原則として各施設・事業からの案内はありません。こども支援課までご相談いただくか、町ホームページをご覧ください。



3～5歳児の給食費について

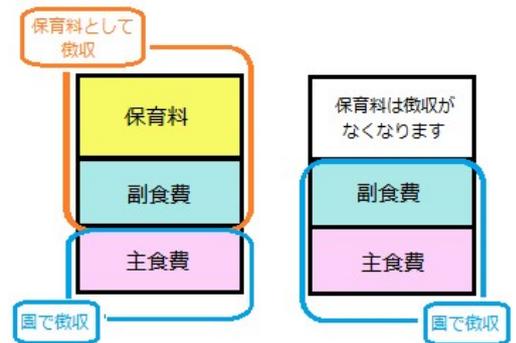
● 給食の副食費（おかず代）について（2号認定のかた）●

保育所や認定こども園（保育部分）に2号認定を受けて通う3歳児～5歳児の給食費については、令和元年9月までは、主食費（お米・パンなどの費用）は在籍している園で徴収し、副食費（おかず・おやつ・牛乳などの費用）は保育料に含まれておりました。

10月以降、2号認定のお子さまの保育料は0円になりますが、給食費については引き続き保護者のかたにご負担いただくことが原則となっています。そのため、10月以降は主食費と副食費をまとめて在籍している園にお支払いいただくこととなります。

給食費については、各保育施設が独自に定めて、保護者のかたにお知らせすることになっています。

【令和元年9月まで】 【令和元年10月から】



● 副食費の免除について（1号認定・2号認定のかた）●

次のかたは、給食費のうちの副食費が免除になります（主食費はお支払いいただきます）。

- ① 年収360万円未満相当の世帯のすべてのお子さま
- ② 全所得階層の第3子以降のお子さま

副食費が免除になるための手続きは不要です。対象のかたには、上牧町より保護者のかたに通知いたします。

副食費免除の際の多子の数え方は、保育料の多子軽減と同じです。

- ・1号：小学校3年生までの子どもから数える
- ・2号：保育所・幼稚園・こども園などに通っている子どもから数える



● 副食費の助成について（私立幼稚園（私学助成園）に通うかた）●

私学助成園に通うお子さまの副食費についても、町の定める基準に従い助成事業を実施します。

対象者

- ① 年収360万円未満相当の世帯のすべてのお子さま
- ② 小学校3年生までの子どもから数えて、第3子以降のお子さま

無償化の方法として、利用料を全額園に支払った上で無償化分が後日上牧町から返金されます（償還払い）。返金の頻度は年1回の予定です。利用する前に、無償化に対する手続きが必要です。手続きについては、原則として各施設・事業からの案内はありません。こども支援課までご相談いただくか、町ホームページをご覧ください。

よくあるご質問

	ご質問	回答
無償化の対象について		
①	誰でも無償になりますか？	3歳児（1号・新1号認定は満3歳児も含む）～5歳児は、すべてのかたの保育料が無償化されます。（施設により上限あり） 0歳～2歳児は、保育が必要な世帯のうち住民税非課税世帯のかたのみ保育料が無償化されます。（要件は1ページをご参照ください）
②	園生活にかかるお金がすべて無料になりますか？	今回無償化となるのは、保育料と保育が必要な世帯の預かり保育の利用料です。（上限あり） 現在も保護者のかたにご負担いただいている、制服や体操服などの費用、給食費、教材費、通園バス代、行事代、その他諸経費は、今まで通り実費負担となります。 なお、保育料、利用料を園に一度お支払していただいた上で、上牧町から返金する方法を取ることがあります。
③	無償化の対象となるには、手続きが必要ですか？	すでに1・2・3号認定を受けているお子さまの保育料については、手続き不要で無償化されます。 私立幼稚園（私学助成園）に通っている、1号認定で預かり保育を利用している、認可外保育施設を利用しているなど、それ以外の無償化については、手続きが必要です。（2ページをご参照ください）
④	上牧町外の私立幼稚園を利用していますが、手続きはどちらの市町村で行えばいいですか？	保護者のかたが上牧町に住民票があれば、上牧町に対して申請をしていただく必要があります。
⑤	子どもが幼稚園に行っている間、仕事をしています。普段は預かり保育を利用していませんが、夏休みだけ利用したいと考えています。その場合も無償になりますか？	2号・新2号認定の要件にあてはまり、保育の必要があると認定されれば、無償となります。（上限額あり）
⑥	幼稚園の降園時間の後、園の預かり保育ではなく、別の保育所の一時預かり保育を利用していますが、無償の対象となりますか？	在園している園の預かり保育の実施時間によります。令和元年10月時点では、上牧幼稚園で実施している預かり保育は年間実施日数が少ないため、別の施設の利用料も無償化の対象となりますが、それ以外の園は在籍園の預かり保育の利用料のみが無償化の対象となります。
⑦	主婦でリフレッシュのために、幼稚園の預かり保育を利用していますが、無償化の対象になりますか？	幼稚園の預かり保育の利用料は、保育が必要であると認定されたかたのみが無償となります。主婦のかたがいらっしゃる世帯は、保育が必要であると認定されないため、無償化の対象にはなりません。
⑧	休日に仕事をされていて、一時預かりを利用していますが、無償化の対象になりますか？	2号認定を受けて保育所・認定こども園に通うお子さまは、在籍園の保育料以外のすべての利用料は無償化の対象外です。新2号・新3号認定のかたは、⑥の回答と同様です。
⑨	保育所の延長保育も無償化の対象ですか？	2号認定のかたの延長保育の利用料は、無償化の対象外です。
無償化の申請について		
⑩	仕事を始めることになりましたが、どのように申請すればいいですか？	新2号・新3号認定に変更を希望する場合は、こども支援課に申請書を提出する必要があります。申請方法については、こども支援課までご相談いただくか、上牧町ホームページをご覧ください。
その他		
⑪	2人保育所に預けていますが、上の子が無償化になると、下の子どもの保育料は半額じゃなくありますか？	0～2歳児の保育料の多子軽減は、無償化後も変更ありません。 保育利用（3号認定）のかたは、就学前のお子さまのうち2人目半額、3人目無償となります。